

批判的合理主義研究

Studies in Critical Rationalism

2023

Vol. 14, No. 1

日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

(2023年7月号)

CONTENTS

<第33回年次研究大会自由論題発表要旨>

| | | |
|---|------|---|
| ポパーの進化論はいかなるものか | 登尾 章 | 2 |
| 「秩序」は企業を倫理的にするのか?—ドイツ・オルドンスク倫理学 <i>Ordnungsethik</i> の学説研究から— | 柴田 明 | 5 |

<投稿論文>

| | | |
|------------|-------|---|
| 当為と可能の関係再考 | 立花 希一 | 7 |
|------------|-------|---|

<その他>

| | |
|----------------|----|
| 第33回年次研究大会のご案内 | 18 |
|----------------|----|

「当為と可能の関係再考」

立花 希一

2013年7月、本研究会機関紙『批判的合理主義研究』、Vol. 5, No. 1, 43-60ページに掲載された書評、「人類の合理的統一」というポバーの理念に照らして、小河原誠著『宗教知識教育の理念と方法—批判的合理主義の観点から—』を読む（以下、「書評」と略記）にたいして、2014年7月、小河原氏が返答を寄稿してくださいました（「汎批判的合理主義のよりよき理解によせて—立花氏に答える—」、『批判的合理主義研究』、Vol. 6, No. 1, 6-47ページ（以下、「返答論文」と略記）。この「返答論文」にたいして私がさらに答えることを差し控えさせていただいた。小河原氏の著書である『宗教知識教育の理念と方法—批判的合理主義の観点から—』（以下、「書評対象著書」と略記）、私の「書評」、そして「返答論文」に関心をもたれた第三者の読者に判断を委ねたいと思ったからである（興味・関心はもっていただけたのかもしれないが、残念ながら、執筆にいたるほどではなかったようである）。

「返答論文」における氏の返答・評言は多岐にわたっているが、そのなかのひとつ、当為と可能の関係についての氏の見解にたいして、のどに魚の小骨がひつかかっているような違和感をずっと抱いてきた。その原因がようやく判明したので、遅ればせながら投稿させていただいた。

¹ 「書評」で「できないことはすべきでない」が成立する場合がある」と述べたが、今では、絶対にないとは断言できないが、成立する場合はないのではないかと考えている。成立する場合として、次のような事例が考えられるかもしれない。ある重要な規範があり、しかも周囲のひとはその規範を守って生活しているのだが、自分だけどうしても守ることができずに悩んでいるひとがいるとき、「できないならすべきじゃないよ」と声をかけてそのひとを慰めたり励ましたりすることがあるかもしれない。しかし、この場合の「す

先の「書評」で、私はこう書いた（注4、53ページ）。

この原則[事実からの価値批判の原則]は、「すべき（ought）はできる（can）を含意する」というテーゼに基づいているが、氏の原則は、正確には、できない（cannot）からすべきでない（ought not）を導き、これに訴えて、できることをすべきだとする立場（これにはさまざまな理論や実践の指針が含まれる）を批判する形になっている。

「返答論文」で、氏はこれに直接反論する形で、次のように述べている。少し長くなるが引用させていただく（30ページ）。

立花氏はまさに「事実からの価値批判の原則」を問題視する。まず、その個所を引用してから議論を進めていこう。「……氏の原則は、正確には、できない（cannot）からすべきでない（ought not）を導き、これに訴えて、できることをすべきだとする立場（これにはさまざまな理論や実践の指針が含まれる）を批判する形になっている。……倫理学の分野では、このテーゼの当否を巡る論争は今日にいたるまで続いている。……「できないことはすべきではない」が成立する場合は確かにある¹が、論理法則のように例外なく成立

べきでない」は（本当はすべきなのだけれども）「しなくていい」とか「する必要がない」という意味で使われているので、「すべきでない（しないことをすべきである）」より弱い表現であり、小河原氏の念頭にあるはずの「できないことはすべきでない」が成立する場合とは言い難いだろう。では、次の事例はどうだろうか。まったく泳ぐことができないひと（「かなづち」）にたいして「泳げないなら泳ぐべきではない」とか、さらにはもっときつく「泳げないなら泳ぐな」などと言って、川や海で溺死しないように注意喚起することがあるかもしれない。し

するものではないことは少なくとも言えるだろう。」（「書評」、注4、強調は引用者）

実質的な議論に立ち入る前に、わたくしにはよくわからない点があるのでまずそれを指摘させていただきたい。立花氏は、わたくしの言っている原則は「**正確には**」“cannot”から“ought not”を導く議論であると言っている。よくわからないというのは、「**正確には**」ということばの意味である。わたくしは、「事実からの価値批判の原則」を「shouldはcanを含意する」というかたちで定式化したつもりであり、その対偶の「できないことはすべきでない」によって、「できないことをすべし」とする立場を批判した。対偶の形で定式化することが、最初の言明（いまの場合、立花氏のことばで言えば、「すべき(ought)はできる(can)を含意する」）を**正確**にするのだろうか。最初の言明とそれの対偶言明とは論理的に等値なはずだ。どうして対偶言明のほうが**正確**なのだろうか。

氏は、私の「**正確には**」という発言に注目し、「できないことはすべきでない」という言明

かしながら、この事例は「できないことはすべきでない」が成立する場合なのだろうか。例えば、泳げるひとにたいして、「（今日は寒いので風邪を引くかもしれないから）泳ぐべきではない」と言うのは確かに意味がありよく理解できる。しかし、「かなづち」はそもそも泳げないのだから、そのひとにたいして、「泳ぐべきではない」と言うのは奇異である。普通、できることにたいして、「すべきである」とか「すべきでない」と言うのであって、そもそもできることについては、「すべきである」とか「すべきでない」とかを問題にすることではなく、「すべきである」とも「すべきでない」とも判断せず、発言もしないであろう（この点については、「対偶の問題」の後、本文でもさらに追究する）。「かなづち」の事例をもう少し詳しくみていくたい。「かなづち」は泳げないにもかかわらず、水に入ることもできるし（泳げないので）泳ごうとすることもできるから、危険なのだ。だからこそ、その無謀な行為を制止しようとして「泳ぐべきではない」とか「泳ぐな」と注意するのであって、正確には、「泳ごうとすべきではない（You ought not to try to swim.）」とか「泳ごうとするな（Do not try to swim.）」という意味であり、できないことにたいして「すべきでない」

は、氏の名づけた「事実からの価値批判の原則」を定式化した「shouldはcanを含意する」という言明の**対偶**であり、対偶言明の「できないならばすべきではない」は、元の言明とは論理的に等値なので、「正確さ」はまったく変わらないはずだという議論をされた。**対偶の問題**が本稿の核心なので、後で詳しく論ずることにして、先に一点だけ述べておきたい。

「書評」でも指摘したように、「すべき（ought）はできる（can）を含意する」というテーゼには現在でも係争中のさまざまな問題があるにもかかわらず、『書評対象著書』のなかで、氏はこのテーゼに関わる困難を不問にしており、さらに、このテーゼを直接そのまま用いた「すべきならばできる」という当為から可能を導出する方向からの議論はまったくといっていいほど行わずに、もっぱら「できないことはすべきでない」を価値批判の強力な武器とみなした批判的議論を展開していた。そこで、私は、『書評対象著書』で実際に行われている議論の中身を正確に記述する目的で、氏の議論が「すべきならばできる」ではなく、**正確には**「できないことはすべきでない」という立場に依拠した議論になっていると指摘し

と言っているわけではなく、できることにたいして「すべきでない」と言っているのである。一般的に言って、「試みる」だけなら誰でもできるからである。したがって、この事例も、「できないことはすべきでない」が成立する場合ではない。しかも、ここで取り上げた事例はいずれも、小河原氏の「事実からの価値批判の原則」の議論で主張されている、できないという事実から「すべきではない（しないことをすべきである）」という当為（規範）を導出するような意味での「できないことはすべきではない」の事例ではけっしてない。oughtがcanを含意する当為（規範）の事例は多数あるが、cannotがought notを含意する当為（規範）の事例は見当たらないのだ。もしここでの議論（注1および本稿本文）が妥当であるならば（そして**現時点の私は妥当だと判断している**ので）、「書評」での「「できないことはすべきでない」が成立する場合がある」という私の発言は誤っていたことになる。誤りを公然と認めて前言撤回させていただきたい。

（誤りから学ぶための）批判の力を削ぐ「秘密裡の変更（サレチェン）」の戒めについては拙稿参照。「秘密裡の変更に抗して：批判主義的伝統の試金石」、『秋田大学教育文化学部研究紀要』、第71集、2016年、37-49ページ。

たつもりである。氏の原則は、「価値からの事実 (can) 導出」ではなく、まさに「事実からの価値批判の原則」だったのだ。

さて対偶の問題に移ろう。先に引用したように、氏は、「できないことはすべきでない」が「should は can を含意する」(「すべきならばできる」) の対偶であると明確に主張している。『書評対象著書』でも、「「○×すべき」は「○×できる」を含意する。ここで、その○×は事実問題として実行できないと論証できたなら、その○×はすべきでないという話になる道理である」と述べ、しかも傍点をつけて「すべきでない」ことを強調している(22ページ)。「事実からの価値批判の原則」を用いた一例として挙げているダライ・ラマの事例でも、「輪廻転生するダライ・ラマを探すべきではない」という「規範(価値)的言明が導出される」と述べている(46ページ、強調は引用者)。

しかしながら、「できないことはすべきでない」は「すべきならばできる」の対偶なのだろうか。氏が「できないことはすべきでない」を「すべきならばできる」の対偶とみなしたこと、振り返ってみれば、私の違和感の大きいなる原因があったのだ。詳しく見ていく。先ず、言明とその対偶が論理的に等値であるためには、二つの要件が求められる。(1) 言明が真理値をもつ言明(命題)であること、(2) 論理的な意味で、言明を否定する言明があることである。「○×できる・できない」(「可能文」と呼ぶことにする)のほうは、事実問題として真偽が問えるので、真理値をもつ言明(命題)とみなすことも、論理的な意味での否定、すなわち、(真なる言明を偽なる言明へ、偽なる言明を真なる言明へと真理値を変換する働きを担う)「否定(negation)」を用いた否定言明をつくることも容易であろう。例えば、「チャーリーは泳ぐことができる(Charlie can swim.)」という言明(C)の否定は、「チャーリーは泳

ぐことができない(Charlie cannot swim.)」という言明($\neg C$)であり、この二つの言明は相互に矛盾する関係にあり、Cが真ならばその否定の $\neg C$ は偽であり、Cが偽ならばその否定の $\neg C$ は真であると解釈するのは容易だからである(「可能文」がつねにそうだとは限らないが、ここでは触れない)。では、「○×すべきである・すべきではない」(「当為文」と呼ぶことにする)のほうはどうだろうか。

通常、真偽を問える「平叙文(declarative sentence)」が真理値をもつ言明(命題)とみなされ、真偽を問えないような「疑問文(interrogative sentence)」、「感嘆文(exclamatory sentence)」、「命令文(imperative sentence)」などは、真理値をもつ言明(命題)とはみなされない。「すべきである・すべきではない」はいったいどちらに属すのだろうか。「すべきである・すべきではない」が「平叙文」に属するものと小河原氏がみなしているのは明白だが、「すべきである・すべきではない」にその真偽を问えるのだろうか。真理値をもつ言明(命題)とみなせるのだろうか。

「疑問文」にその真偽を問えないのは疑問の余地がないと思われるが、「感嘆文」や「命令文」は見かけほど単純ではない。例えば、「この花はなんて美しいのだろう(How beautiful this flower is!)」という文は感嘆・強調・誇張などの修辞的表現が用いられてはいるが、「この花は美しい」という事実の記述だと解釈すれば、その真偽を問えそうだし、真理値をもつてはいるとみなせそうである。他方、この花が実際に美しいか否かとはまったく無関係に、しかも実際にまるで美しくないにもかかわらず、さらには美しくないのを承知しつつ、「この花はなんて美しいのだろう」と発話者が主観的感情を表出しているだけの文だと解釈すれば、事実問題として、この花が美しいか否かの真

偽を問うても不毛だろう。要するに、文の担う事実的側面に注目した場合、感嘆文や命令文に何らかの事実の記述の要素が認められる限り、その真偽を問えると解釈する余地が残るので、「平叙文」に属すのは不可能だとは断定できない。

今度は、文の担う規範的側面に注目するとどうなるだろうか。「平叙文」に含まれる、例えば、「三角形の内角の和は 180 度である」、

「今日の秋田市の最高気温は 18 度である」には規範的要素は見当たらず、真理値をもつ言明（命題）とみなせるだろう。二者の否定言明も明白に真理値をもつ言明（命題）である。他方、「平叙文」とは対照的に、「命令文」は、規範的性格を特徴とする文である。ポパーは、事実 (facts) と規範 (norms) の二元論を唱えた「批判的二元論 (critical dualism)」の議論のなかで、「命令文」に着目し、さらには、「できる・できない（可能・不可能）」と関連づけて論じているので、ここでの議論にとってとても役に立つ。（人間には破ることができない点に特筆すべき特徴があるとポパーがみなし）自然法則 (natural laws) と対比させて論じているので、「規範法則 (normative laws)」と呼んでいるが、それは、規範 (norms)、あるいは禁止 (prohibitions) や命令 (commandments)、一定の行動様式 (modes of conduct) を禁止したり要求したりするような規則 (rules) のことであり、その例として「モーセの十戒」²などが挙げられている。ポパーによれば、規範法則は、人間が破ったり変更したりすることができる点に特徴がある。さらに、自然法則（を述べる言明）はまさに真理値をもつ言明（命題）であるが、規範（規範

法則）はそもそも真理値をもつ言明（命題）ではないので、どんな規範も「真」とも「偽」とも言えない文である。ポパーは、「規範（規範法則）」が「「真」ないし「偽」と言えるのは比喩的な意味 (metaphorical sense) においてだけである。それは事実を記述するものではないからである」と断言している（『開かれた社会とその敵』、第 5 章、第 1 節、太字は引用者）。

ポパーの上記の見解を念頭に置いて「命令文」をみるとどうなるだろうか。規範を述べる「命令文」は、「事実を記述するものではない」ので、その真偽を問えず、真理値をもつ言明（命題）ではないし、当然、否定言明もつくることができない。例えば、「窓を開けろ」の否定は一見すると「窓を開けるな」のようにみえるが、「窓を開けろ」という文が真理値をもたない以上、真なる言明を偽なる言明へ、偽なる言明を真なる言明へと真理値を変換する働きを担う意味の「否定」ではありえないし、二つの言明は相互に矛盾する関係にはない。それゆえ、命令文を含む条件文は、対偶が成立するための二つの要件を満たしておらず、（論理的に等値であるとみなせるような）言明とその対偶は成立しない。では、「當為文」はどうだろうか。「當為文」は「平叙文」に含まれるので、「命令文」とは異なるとみなせるかもしれないが、「當為文」の規範的性格に注目して、事実を記述するものではないとみなせば、「命令文」と同様、その真偽を問えず、真理値をもつ言明（命題）ではなくなるだろう。こうして、當為文を含む条件文もまた、（論理的等値の意味での）言明とその対偶は成立しないことになる。したがって、「すべきならばできる」と

否定辞プラス未完了形が使われているのだ。英語では、ヘブライ語に忠実にしようとして、You shall not…（文語では、Thou shalt not…である）が用いられている。したがって、文の形式だけで命令か否かの判断はできず、言明の内容を吟味検討する必要がある。「當為文」についてもまさにしかりである。

「できないならばすべきではない」は、(論理的に等値とみなすことのできる) 言明とその対偶という関係ではない。こう結論してもかまわないのだが、これではあまりに門前払いが過ぎて、身も蓋もないであろう。

「当為文」は規範であって事実の記述を目的とするものではないとしても、「命令文」とは異なり、単なる比喩的な意味ではない真理値をもつ言明とみなすとしたらどうなるだろうか。「当為文」は形式的には「平叙文」であるし、事実的要素も含んでいるので、無駄な試みではないかもしれない。

(論理的に等値であると主張できる) 言明とその対偶が成立するためには二つの要件があったが、(1) 言明が真理値をもつ言明(命題)であるという要件はクリアされたものと処理することにしよう。では、(2) の、言明を否定する言明があるという要件はどうだろうか。一見すると、「すべきである」という言明(命題)の否定は「すべきでない」という言明(命題)にみえるので、そうだと仮定しよう。では「すべきでない」の「ない」はいった何を否定しているのだろうか。注1や本文で取り上げた水泳の例でみてみよう。「泳ぐべきではない」の「ない」が否定しているのは、「泳ぐこと」だとする。すると、元の言明は「泳ぐことをすべきである」で、その否定は「泳がないことをすべきである」という言明になるだろう(英語では、You ought not to swim. の“not”が to swim を否定しているのは確かである)。

しかしながら、上記の「否定」は文の構成要素に関する否定にすぎないので、実際のところ、(2) で要請されている、相互に矛盾する関係となる「否定」ではない。ここで議論を打ち切ると、先の結論と同様、「すべきならばできる」と「できないならばすべきではない」は、(論理的に等値とみなすことのできる) 言明とその対偶という関係ではないという結論に

なる。

しかし、ここではさらに議論を続けるために、この二つの言明は相互に矛盾する関係にあり、前者が真なら後者は偽であり、前者が偽なら後者は真だとあえて仮定することにしよう(「仮定A」)。この仮定を採用しないと、言明とその対偶が論理的に等値であるための要件を満足させることができないからである。

再びチャーリーに登場してもらい、関連する言明を定式化するとこうなる。「チャーリーは泳ぐことができる」という言明(C)とその否定の「チャーリーは泳ぐことができない」(¬C)という言明、「チャーリーは泳ぐことをすべきである」という言明(S)とその否定の「チャーリーは泳ぐべきではない(泳がないことをすべきである)」という言明(¬S)である。

それでは、小河原氏が主張している当為が可能を含意するという視点から、Sと¬Sを眺めてみよう。先ず、Sに注目すると、小河原氏が力説していたように、「チャーリーは泳ぐことをすべきであるならばチャーリーは泳ぐことができる」とその対偶「チャーリーは泳ぐことができないならばチャーリーは泳ぐべきではない(泳がないことをすべきである)」がつくられる。今度は¬Sを主題として取り上げよう。すると、Sだけではなく、¬Sもまた当為だということがわかるだろう。小河原氏によれば、当為は可能を含意するが、この含意関係はSだけではなく、どうやら¬Sについてもあてはまることになりそうである。こうして「チャーリーは泳ぐべきではない(泳がないことをすべきである)ならばチャーリーは泳がないことができる」という条件文をつくることができる。では、「泳がないことができる」というのはどういう意味なのだろうか。一見すると意味不明だが、「泳がないことができる」の否定から考えるとわかりやすいかもしれない。

れない。「泳がないことができる」の否定は「泳がないことができない」であるが、ここでは二重否定が用いられている。古典論理学には、「二重否定の除去」という妥当な導出規則がある。この導出規則を用いると、二重否定の二つの否定が除去されて肯定に戻るので、「泳ぐことができる」となるだろう。

「泳がないことができない」とそれと等値の「泳ぐことができる」の否定は、「泳がないことができない」とそれと等値の「泳ぐことができない」である。したがって、「泳ぐことができる」と「泳ぐことができない」を残して、前者と等値の「泳がないことができない」と後者と等値の「泳がないことができる」を消去することができるだろう。

ついでに、英語で考えてみよう。「チャーリーは泳がないことができない」と「チャーリーは泳がないことができる」のそれぞれは、英語表現として生硬だが、Charlie cannot fail to swim.と Charlie can fail to swim.への翻訳が可能であろう。この翻訳では、前者が Charlie can swim.を意味し、後者は Charlie cannot swim.を意味することが見て取れるかもしれない。すなわち、「チャーリーは泳ぐことができる」と「チャーリーは泳ぐことができない」である³。

そこで、「チャーリーは泳がないことをすべきであるならばチャーリーは泳がないことができる」という条件文は、「泳がないことができる」と等値の「泳ぐことができない」で置き換えると、「チャーリーは泳がないことをすべきであるならばチャーリーは泳ぐことができない」となるだろう。記号化すると、 $\neg S \rightarrow C$ である。この条件文の対偶は、 $\neg\neg C \rightarrow \neg\neg S$ であり、さらに二重否定を除去すると、 $C \rightarrow$

Sが導出される。日本語に戻すと、「チャーリーは泳ぐことができるならばチャーリーは泳ぐべきである」となるが、これは可能が當為を含意するものであり、端的に誤りである。

この誤りの原因はどこにあるのだろうか。私見によれば、この一連の議論で仮定した、「**仮定A**」にあるのは疑問の余地がない。「すべきである」と「すべきでない」の二つの「當為文」は、**本当は相互に矛盾する関係ではない**にもかかわらず、矛盾する関係にあるとみなし、前者が真なら後者は偽で、前者が偽なら後者は真だとみなしてしまったからである。例で確認すると、「チャーリーは泳ぐべきである」と「チャーリーは泳ぐべきではない(泳がないことをすべきである)」を相互に矛盾する関係に仕立てた結果、対偶ばかりではなく、逆もまた真にしてしまうという誤謬に陥ったのである。

先の議論を振り返ってみよう。「可能文」では、相互に矛盾する関係になりうる言明をつくることができた。「チャーリーは泳ぐことができる」という言明(C)とその否定の「チャーリーは泳ぐことができない」という言明($\neg C$)である。前者は「可能」を意味し、後者は「不可能」を意味する。あまりに当然のことと言及して恐縮だが、不可能は可能性がゼロを意味し、可能性の完全否定なので、不可能は可能ではなく、「不可能を可能とみなすのは不可能」である。したがって、相互に矛盾する関係になる。英語でみると、Charlie cannot swim.の“not”は swim を否定しているのではなく、can を否定している。但し、can(できる)場合にも、cannot (できない)を用いることがあるので、cannot の意味には曖昧さが残る(例えば、You cannot smoke in this room.の場面を

³ この解釈は、論理学上の「否定」と「二重否定の除去」を成立させるためである。泳ぐことのできるひとは、当然、泳ぐことも泳がないこともできるので、この場合、「泳がないことができる」の意味は「泳ぐことができな

い」ではない。人間生活のさまざまな場面で、「できる・できない」という表現も、相互に矛盾する関係にある「可能・不可能」とは異なる意味で使用されている。

考えてみよ)。他方、cannot (不可能) の場合には、can を用いることはできないだろう。因みに、英語では、possible と impossible のほうが、相互の矛盾関係が顕在的である。因みに、英語でしばしば用いられる、to make the impossible possible は、正真正銘の不可能を可能にするのではなく、「不可能と思われることやこれまで不可能とされてきたことを可能にする」という意味で、可能になった場合は、不可能が否定される。

ところが、「当為文」には、「可能文」の議論があてはまらない。「すべきでない」の「ない」は、「すべき」を否定しているのではないからである。英語でみると、Charlie ought not swim の“not”が ought を否定しているのではなく、swim を否定しているのは明白である。

(対照的に、cannot は swim ではなく、can を否定していた)。したがって、「○xすべきでない」も「○xすべきである」と同様、「当為文」のままであり、「当為である(当為)」と「当為ではない(非當為)」というような相互に矛盾する関係には立っていない。論理的観点から、「当為文」を「可能文」と同じように扱うためには、可能ー不可能関係のような当為ー非當為関係を成立させる必要があるだろう。これまでずっと、「○xすべきである」の否定を「○xしないことをすべきである」と解釈してきたが、その解釈をやめて、「○xすべきである」と相互に矛盾する関係に立てるような解釈をする必要があるだろう。私が思いつく「○xすべきである」と相互に矛盾する関係に立てる「○xすべきでない」の解釈は、「○xすべきである、というわけではない」である。この解釈をすると、チャーリーの事例は次のようになるだろう。

「チャーリーは泳ぐことができる」という言明 (C) とその否定の「チャーリーは泳ぐことができない」という言明 ($\neg C$)、「チャーリー

は泳ぐことをすべきである」という言明 (O) とその否定の「チャーリーは泳ぐことをすべきである、というわけではない」という言明である ($\neg O$)。英語では、It is not the case that... という用法がある。It is not the case that Charlie ought to swim. は、Charlie ought to swim. という文全体を否定する表現法であり、前者と後者が相互に矛盾する関係にあることを示せるような表現である。因みに、この用法は、「チャーリーは泳ぐことをすべきでない(泳がないことをすべきである)」の場合にも使える (It is not the case that Charlie ought not to swim.)。日本語では、「チャーリーは泳ぐことをすべきでない(泳がないことをすべきである)、というわけではない」となる。

こう解釈すると、無理なく、「チャーリーは泳ぐことをすべきである」という言明 (O) とその否定の「チャーリーは泳ぐことをすべきである、というわけではない」という言明 ($\neg O$) は、相互に矛盾する関係とみなすことができるだろう。しかも、O は当為であっても、その否定の $\neg O$ は当為ではなくなるので、 $\neg S$ の場合とは異なり、 $\neg O$ が「できる(可能)」を含意することはなくなるので、 $\neg S$ を主題として取り上げて行った一連の議論はいつさい消滅する。したがって、「できる(可能)ならばすべき(当為)である」という誤りに陥る心配はまったくなくなるだろう。しかし、この解釈はあくまでも、(論理的に等値の) 言明とその対偶を成立させようとするために行った解釈であり、残念ながら、「すべきである」と「すべきでない」の両方が当為という規範的性格をもつ通常の使用法とはかけ離れた解釈である。

O ならば C の対偶は $\neg C$ ならば $\neg O$ となるが、事実問題として C が否定されて $\neg C$ が真だと判明すると、 $\neg O$ が論理的に導出される。

それは「チャーリーは泳ぐことをすべきである、というわけではない」という言明である。この言明に登場する「ない」は、英語の、例えば、Charlie ought not to swim.で用いられている、ought not の“not”とはまったく別物で、ought と ought not のそれぞれどちらも「否定する」働きをもつ。いわば、not ought...、not ought not...のイタリックの“not”である。したがって、この言明は当為の導出どころか、**当為の否定**であって、小河原氏が主張していた、「できない（不可能）」から「規範（価値）的言明が導出される」ものではまったくない。

いわゆる「ヒュームの法則」が正しいとすれば、「ある・ではない」の場合と同様、「できる・できない」が純粹に事実問題であって、事実的真か偽にほかならないとするならば、「すべき・すべきでない」という当為を論理的に導出することは不可能であろう。

対偶の問題を離れて、（規範的性格をもつ）当為と可能の関係についてもう少し考えてみよう。当為と可能の関係を解明しようとする際、実は対偶など考える必要はなく、当為を主題として吟味すれば済むように思われる。ところで、「すべきである」と「すべきでない」について、「できないことをすべきでない」の「すべきでない」を「すべきである、というわけではない」という、当為の否定（非當為）の意味ではなく、小河原氏は、「しないことをすべきである」という当為（価値・規範）として解釈しているが、そのほうが、「○×すべきである・すべきでない」の**通常の使用法**であろう。さて、本稿注1で、私は次のように述べた。「普通、できることにたいして、「すべきである」とか「すべきでない」と言うのであって、

そもそもできることについては、「すべきである」とか「すべきでない」とかを問題にすることではなく、「すべきである」とも「すべきでない」とも判断せず、発言もしないであろう」と。このような考えが心のどこかにあったので、氏の「事実からの価値批判の原則」における「できないことばすべきではない」という結論的主張にどうしても違和感がつきまとって離れなかったようである。例えば、「さいころをひとつ振って七の目を出すべきである」とか「トランプから一枚のカードを抜いてハートの14を出すべきである」などと誰が言うだろうか。さいころには七の目はないし、トランプにはハートの14はないので、それらを出すことなど絶対に不可能だからである⁴。それと同様に、「さいころをひとつ振って七の目を出すべきではない」とも「トランプから一枚のカードを抜いてハートの14を出すべきではない」とも言わないだろう。こちらもまた、そんな数やカードなど出すことができないからである。ところが、小河原氏は、「できないことはすべきでない」と真剣に訴えている。

久しぶりにポパーの『開かれた社会とその敵』を読み返してみると、ポパーの「財布（purse）の話」のなかにこの違和感を払拭してくれる議論がすでに用意されていた。ポパーは、次のように述べている（『開かれた社会とその敵』、第5章第1節）。

規範法則に意味（point）ないし意義（significance）があるとすれば、それは破ることができる。もし破ることができないならば、その規範法則は無用（superfluous）で意義がない（without significance）。「所

⁴ 娘が小さいころ、「七の目のさいころの話」をしたことがある。娘は「さいころを振って七の目ができることがある」と言った。ありえないと思った私はその理由を尋ねた。すると娘は「さいころが二つに割れて、一の目と六の目の面が見えることがあるかもしれない」と答えた。

思わず「天才！」と叫んでしまったが、この可能性を排除するためには、「さいころがそのままの形で」といった条件を加える必要があるだろう。可能性を完全に排除するためには、さらなる条件を付加する必要があるかもしれない。

有している以上の金銭を使うな」は有意義な(significant)規範法則である。…「なかに入っている以上の金銭を財布から取り出すな」のほうも、その言い回しから、同様に規範法則であると言われるかもしれないが、このような規則を道徳ないし法体系の有意義な部分だと本気で考えるひとはいないだろう。なぜならこの規則は破ることができないからである。

「なかに入っている以上の金銭を財布から取り出すな」は命令だが、当為に置き換えても同様であろう。「なかに入っている以上の金銭を財布から取り出すべきではない」という当為は、規範のようにみえるだけで、実は「規範」と呼ぶに値しない代物である。現金二千円しか入っていない財布から現金三千円を取り出すことなど逆立ちしてもできない相談だからである。他方、「所有している以上の金銭を使うべきではない」という当為は、守ることも守らないこともできるし、破ることも破らないこともできる。だからこそ、まさに「規範」として成立する。

あまりに当然すぎることを述べて恐縮だが、一般的に言って、規範が規範としてふさわしい機能を果たすのは、その規範をひとは守ることも守らないこともできる、あるいは、破ることも破らないこともできるはずだという大前提が成立する場合であろう。守ることと破ることの両方が人間にできるからこそ、「破るべきではない」と言ったり、「守るべきである」と言ったりするのである(すなわち、人間にできることにたいして、「すべきである」と「すべきではない」の両方が用いられることにな

⁵ 文章のなかに図を挿入する能力が筆者にはないので、言葉で表現させていただきたい。集合を用いると、当為は可能という集合の部分集合であり、この当為という部分集合には「すべきである」と「すべきではない」の両方が含まれているという関係である。自分で図式化し批判的に吟味検討いただければ幸いである。注1も参

る)。⁵

上記の観点から当為と可能の関係をみるとこうなるだろう。「 $\circ x$ が当為であるならば $\circ x$ をすることは可能である。 $\circ x$ をすることは不可能ではない。したがって、 $\circ x$ は当為ではない」である。これは、反証可能性の議論でポパーが積極的に用いたことで有名な「否定否定式あるいは否定式 (*modus tollendo tollens, modus tollens*)」という妥当な論証形式にあてはまる事例である(「肯定肯定式あるいは肯定式 (*modus ponendo ponens, modus ponens*)」という導出規則を用いれば証明可能である)。ここの「当為」には、当然、「すべきである」と「すべきでない」の両方が含まれている。「 $\circ x$ は当為である」をT、「 $\circ x$ をすることは可能である」をKとして、論証を定式化するとこうなる。

$$\begin{array}{c} \text{T} \vdash \text{K} \quad \neg \text{K} \\ \hline \neg \text{T} \end{array}$$

T \vdash Kと \neg Kを真だと仮定すると、Tの真が否定されて \neg Tの真が導出される妥当な論証である。さて、ここで注意をしなければならないのは、 \neg Tの意味である。 \neg TはT(「 $\circ x$ は当為である」)の否定なので、 \neg Tは「 $\circ x$ は当為ではない」である(非當為)。具体例で確認しておこう。

チャーリーの場合をこの論証形式にあてはめるところとなる。「すべきである」については、

照。但し、ここで提示した相互の関係は、「当為が可能を含意する」という言明が真だと仮定した場合である。「書評」でもすでに指摘していた通り、この言明の真偽については議論が係争中だからである。

チャーリーは泳ぐべきであるならばチャーリーは泳ぐことができる

チャーリーは泳ぐことができない

チャーリーは泳ぐべきである、というわけではない（「論証P」と呼ぶ）

「すべきでない」も当為なので、「論証P」と同一の論証形式にあてはまる。

チャーリーは泳ぐべきではないならばチャーリーは泳がないことができる

チャーリーは泳がないことができない

チャーリーは泳ぐべきではない、というわけではない（「論証Q」と呼ぶ）

ここでも結論は、「チャーリーは泳ぐべきではない、というわけではない」であって、「チャーリーは泳ぐべきである」ではない。先の「すべきである・すべきでない」における当為一非當為関係についての議論は無駄ではなかったようである。したがって、この二つの論証では、できることについては、「すべきである」と「すべきでない」の両方とも、結論として導出できるものではないことが判明する。

チャーリーの事例を用いて、ここでの論証と「対偶の問題」における議論を比較すると、その違いが鮮明になる。小河原氏によれば、「できることはすべきでない」という言明は「すべきであるならばできる」という言明と論理的に等値の対偶であった。この対偶が成立すると仮定する（「仮定B」）と、次のような導出が論理的に可能なる。すなわち、

チャーリーは泳ぐべきであるならばチャーリーは泳ぐことができる

チャーリーは泳ぐことができない

チャーリーは泳ぐべきではない（「論証R」と呼ぶ）

「論証R」の結論である「チャーリーは泳ぐべきではない」という言明もまた当為であるからして、先の論証形式（「否定式」）にあてはめることができる。

チャーリーは泳ぐべきでないならばチャーリーは泳がないことができる

チャーリーは泳がないことができない

チャーリーは泳ぐべきである（「論証S」と呼ぶ）

この四つの論証はすべて同じ論証形式（「否定式」）にあてはまるものなので、形式的にはすべて妥当な論証である。小河原氏の主張にしたがって、対偶が成立するという仮定（「仮定B」）のもとで行った「論証R」と「論証S」では、それぞれ、「チャーリーは泳ぐべきではない（泳がないことをすべきである）」という結論と「チャーリーは泳ぐべきである」という結論が導出されている。前者では「不可能から当為」の導出であり、これはまさに小河原氏が否定しようとした結論である。後者では「可能から当為」という、「対偶」とは異なる、論理的には妥当ではない「逆」を導出する結論である。いずれの論証もその結論が誤っているのは明白である。この誤りの原因が、「仮定B」にあるのは明白である（「仮定B」を成立させるには「仮定A」が必要であったが、「仮定A」もやはり誤りであった）。他方、「論証P」と「論証Q」では、不可能から当為ではないこと（非當為）を論証の結論として導出するものであり、「論証P」と「論証Q」には、「論証R」と「論証S」にみられる誤謬はない（因みに、ought implies can の「対偶」を成立させることができるのは、cannot implies ought not ではなく、cannot implies not ought であろう）。

こんな単純な誤りにどうして気づかなかつ

たのだろうか。小河原氏には失礼を承知のうえで愚痴を言わせていただきたい。それは、ダライ・ラマの事例にあるように私には思われる。この事例における事実問題に関して、私も小河原氏とまったく同意見である。絶対にないとは断言できないとしても、ダライ・ラマが輪廻転生することもその生まれ変わりが存在することもありえず、事実問題として、なんとも生まれ変わりであるはずがないと主観的には確信している。したがって、輪廻転生制度に則って生まれ変わりのダライ・ラマを探すべきだという当為（規範）は無用で「規範」たりえず、廃止すべきだと思ってしまう。このような強い思い込みが自分自身にあるので、論理的に厳密に言えば、論理的に導出可能なのは、「ダライ・ラマを探すべきだ、というわけではない」という当為（規範）であることの否定であって、「探すべきではない」という当為（規範）の主張は論理的に導出不可能であるにもかかわらず、自分の誤った推論に気づかないまま、つい口（筆）が滑って「探すべきではない」と発言してしまう。聞き手（読み手）の側も、発言者と事実を含め価値判断を共有している場合には特に、違和感を覚えながらも、誤りに気づかず、同調しがちである。

通常、われわれは、良いと思われることにたいして「すべき」と言い、良いとは思われないことにたいして「すべきでない」と言う。このような事例でこれまでの議論を振り返ってみると、とてもわかりやすくなる。論理的に厳密な表現ではないけれども、「約束を守るべきである→約束を守ることができないのがわかった→約束を守るべきではない」。同様に、「ひとを殺すべきではない→ひとを殺さないことが

できないのがわかった→ひとを殺すべきである」がいかに誤った推論⁶であるか一目瞭然であろう。

⁶ 事実問題としては、普通、われわれは約束を守ることができるし、ひとを殺さないこともできる（反対に、約束を守ることができなかつたり、「殺人の戒め」を破ってひとを殺してしまったりすることもあるが）。すなわち、これらの例は、人間にできることの範囲にあるの

で、事実としては、「できないこと」に属するものではない。しかし、ここでは推理の妥当性を扱っているので、事実問題として誤っていても、できないことを真だと仮定することが許されている。